

# えがしら社会保険労務士事務所 業務案内

## 皆様の想いに寄り添い続ける最高のパートナーとして誠心誠意ご支援します

一般企業と高齢者施設の管理者の職務にて人事・労務の実務経験と、年金事務所の職務で公的年金業務経験を積んだ社会保険労務士として、職場で抱えるどのような問題に対しても綿密なコミュニケーションを継続し、従業員の募集・採用から退職に至るまで誠心誠意サポート致します。

障害年金のご相談や申請手続きの代行にも、力を入れて積極的に取り組んでおり、地域に密着した相談しやすい社会保険労務士事務所として、お客様からのどのようなご依頼にも誠意を持ってご対応させていただきます。

## 行動指針

- 人の想いに寄り添い人を大切にし、優しさと思いやりを持って誠実に対応します。
- 常に親身にお客様の立場に立って、問題解決などの支援に取り組みます。
- どのようなご質問につきましても、分かりやすい言葉で細やかな説明に務めます。

## 主な業務内容

### ①人事・労務に関する相談、職場内の問題解決の支援

#### 1. 労務管理に関する相談事項

- ・従業員の採用から退職に至るまでの社会保険・労働保険の各種申請に関するご相談
- ・セクハラ・パワハラ、退職・解雇に関するご相談
- ・労働条件（賃金・労働時間・契約期間等）の決定に関するご相談

#### 2. 職場環境改善に関する相談事項

- ・働き方改革に関連した同一労働同一賃金、仕事と家庭の両立、残業時間の削減等のご相談等

#### 3. 採用管理に関する相談事項

- ・従業員の労働条件通知書及び雇用契約書等の作成指導、人事評価等に関するご相談

#### 4. 定期訪問・法律改正等の情報提供

- ・毎月1回以上の定期訪問、職場内の問題解決の支援及び法令改正の最新情報のご提供

### ②労働保険・社会保険等各種手続き代行業務

社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び労働保険（労災保険・雇用保険）の事務手続きを、専門家である社会保険労務士が事業者様に代わって行います。

社会保険労務士は、労働・社会保険諸法令を熟知しており、社会保険・労働保険に関する手続きをミスなく行うことで従業員の皆様や行政機関等とのトラブルの発生の防止に繋げることが出来、事業者様の事務処理の負担の軽減を図ることが出来ます。

当事務所は、電子申請に対応しており、迅速・正確にお手続きを行うことが出来ます。

### ○労働保険・社会保険の主な手続きのご案内

- ・労働保険、社会保険等のお手続き（採用から退職までの資格取得・喪失等）
- ・労働保険年度更新のお手続き（労災保険・雇用保険の保険料申告納付手続）
- ・労災保険給付申請等のお手続き（業務上の病気・けが・死亡した際の給付申請）
- ・雇用保険給付請求のお手続き（育児休業給付・介護休業給付等）
- ・健康保険給付請求のお手続き（業務外の病気・けが・出産をした際の傷病手当金等）

### ③給与計算のアウトソーシング

煩わしい毎月の給与計算・賞与計算・年末調整計算などを正確・迅速に代行いたします。御社の給与計算に係る業務負担を軽減し、担当従業員の方の労働時間の削減に繋がります。

### ○給与計算のアウトソーシングのメリット

- ・御社で使用の給与計算ソフトにかかる維持費用を削減出来ます。
- ・法改正に応じた正確な給与計算が出来ます。
- ・給与計算に費やす労働時間を軽減出来ます。
- ・賃金台帳の管理等の面倒な事務作業から解放されます。
- ・御社の給与計算担当者の異動、退職又は休職に伴う引き継ぎ等のリスクを回避出来ます。

#### ④就業規則の見直し整備

就業規則は、常時従業員10名以上（パート従業員を含む）雇用する場合、労働基準法にて労働基準監督署への届出が義務付けられています。（罰則有り）

就業規則は、従業員の方との労働トラブルを未然に防ぐルールになります。従って、会社の業務や実情を反映し、最新の法改正にも対応し法的根拠の確立した内容になっていることが必修です。

そのためには、労働基準法等を熟知した社会保険労務士が、御社を守るための就業規則を作成することが最適だと思われます。

また、就業規則は「継続的な見直し整備」を必要としております。実際の業務と就業規則に乖離がある場合、労働トラブルの原因になることもあり、就業規則の継続的な見直し整備は必修です。就業規則を整備することで、適正な労務管理による職場環境作りだけでなく、職場内の良好な人間関係と信頼関係の構築に繋げることが期待出来ます。

#### ⑤助成金のご提案・お手続き代行

助成金の申請は事業主様でも可能ですが、適正に申請をしなければ助成金が不支給となる場合もあります。助成金申請には専門知識を必要とし、事業者様が自ら申請するとすると助成金に関する情報収集と申請に必要な書類の準備に手間がかかり、時間と労力がかかり必要となります。

雇用・労働分野の助成金の代理申請は専門家である社会保険労務士に是非ご相談下さい。

#### ○助成金を利用するメリット

- ・助成金は返済不要で、使用方法も決められてなく事業の為に計画的に活用することが出来ます。
- ・人事評価制度やキャリアパス制度等の労働環境を向上させる制度を導入し、人材育成支援等を実施することで、働きやすい職場環境作りに役立てることが出来ます。
- ・助成金を受ける為に申請書や適正な必要書類を準備して審査を通過させなければならず、自然に適正な労務管理や勤怠管理・就業規則の整備に繋げることが出来ます。

#### ⑥障害年金のご相談・申請手続きの代行

（障害年金の請求は原則65歳の誕生日の前々日までに行う必要があります）

障害年金は、病気やけがにより生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方を含めて生活保障として定期的に受け取ることが出来る年金です。

障害年金の受給対象となる傷病は特に定められてなく、日常生活や就労に大きな影響（支障）をおよぼしている病気やけがに限られます。

（うつ病・知的障害などの精神疾患、肢体の障害、がん・腎疾患・肝疾患・糖尿病など）

病気に罹患されている方の中には、障害年金の受給の可能性がある病気であることに気づいていない方も多くいらっしゃいますので、是非一度ご相談下さい。

（相談は無料にて承っております）

病気やけがで初めて医師の診察を受けた日（初診日）に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

尚、障害年金を受給するためには下記の3つの要件全てをクリアする必要があります。

①初診日の要件

②保険料納付要件

③障害状態の要件

※上記の3つの受給要件の詳細につきましては、当事務所ホームページに掲載しております。

（下記のQRコードをご使用ください）

当事務所では、ご相談時にお客様にご準備いただいた資料をもとに、傷病またはけがが原因で就労・日常生活にどのような影響（支障）がでているかなど、綿密なヒアリングを行い年金受給の可能性が少しでもあると判断できましたら、障害年金のご請求（申請）を行う方向でお話をさせていただきます。

えがしら社会保険労務士事務所

代表 社会保険労務士 江頭 裕和

〒811-0212 福岡市東区美和台7-17-12

TEL : 092-606-5965

E-mail : [jiangtouy@gmail.com](mailto:jiangtouy@gmail.com)

URL : <https://sr-egashira.com/>

